

多摩水道工事請負単価契約（整備工事、給水装置工事）における 参加資格要件等の変更について（概要）

令和4年度契約から「多摩水道整備工事請負単価契約」及び「給水装置工事（〇〇市）請負単価契約（計12契約）」について、見積合せ参加資格及び契約予定者数を変更します。

1 多摩水道整備工事請負単価契約

(1) 見積合せ参加資格（工事实績及び技術力の資格要件）

【現行】

- ・平成17年度以降のいずれかの年度に「多摩水道緊急工事請負単価契約」、「多摩水道整備工事請負単価契約」、「多摩水道維持補修工事請負単価契約」又は「給水装置工事（〇〇市）請負単価契約」を契約していること。

【変更】 次の①、②のいずれかに該当すること。

- ① 過去3年間に「多摩水道整備工事請負単価契約」又は「多摩水道緊急工事請負単価契約」を契約していること。
- ② 過去5年間に多摩地区においてEランク以上の案件工事を3件以上施工していること。（一次下請は2件を1件として換算）

(2) 契約予定者数

【現行】 140者程度 **【変更】** 130者程度

2 給水装置工事（〇〇市）請負単価契約（計12契約）

(1) 見積合せ参加資格（工事实績及び技術力の資格要件）

【現行】

- ・平成17年度以降のいずれかの年度に「多摩水道緊急工事請負単価契約」、「多摩水道整備工事請負単価契約」、「多摩水道維持補修工事請負単価契約」又は「給水装置工事（〇〇市）請負単価契約」を契約していること。

【変更】 次の①、②のいずれかに該当すること。

- ① 過去3年間に「給水装置工事（〇〇市）請負単価契約」を契約していること。
- ② 過去3年間に多摩地区において当局給・配水管（口径75mm以上）の管切断を行い、管布設を伴う案件工事を1件以上施工していること。（一次下請は2件を1件として換算）

(2) 契約予定者数

【現行】 209者程度（12契約の合計） **【変更】** 174者程度（12契約の合計）

※1 必要とされる資格者等について

現場代理人、主任技術者及び配水管工等の申込に必要な資格者等については、契約申込締切日時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日時点で雇用期間が3か月以上あること。

※2 その他

見積合せ参加資格等の詳細については、令和3年12月に予定している入札参加説明会で説明するとともに、説明会終了後、説明会資料をホームページに掲載します。

（問合せ先） 多摩水道改革推進本部 調整部技術指導課（工務担当）
電話 042-548-5416